一般社団法人 群馬県作業療法士会 ホームページ運用規約

第1章 総則

第1条

一般社団法人群馬県作業療法士会(以下本会とする)はホームページの運用に関し本規約を設ける

第2条

- 1 ホームページの円滑な運用を図るため、理事会の承認を得て事務局がこれを運用する
- 2 事務局はホームページの運用業務を外部委託出来る
- 3 運用業務を外部委託する事業者は事務局が選定し、理事会がこれを承認する

第2章 目的

第3条

作業療法に関連する情報の発信、本会活動の広報、および会員への情報提供を目的とする

第3章 ホームページの掲載内容の範囲

第4条

- 1 作業療法に関連する研修会情報の提供に関する事項
- 2 本会の活動に関する広報および情報提供に関する事項
- 3 学会及び学術の交流等に関する情報提供に関する事項
- 4 その他、本会の運営に必要な事項

第4章 ホームページの編集

第5条

- 1 ホームページの編集権限は理事会で承認された事務局員および担当理事が所有する
- 2 各種ガイドライン、他の学術団体から提供された情報、地方公共団体との交渉に関わる 案件について、理事会承認後、掲載が出来る
- 3 研修会等に関する情報は、第6条に従い会長もしくは担当理事等の指示により掲載が出来る
- 4 本学会が作成した刊行物、文書等については、担当理事等の指示により掲載が出来る
- 5 会員への連絡・伝達を目的とした情報は、本会事務局が直接掲載出来る
- 6 会長および副会長が早急に掲載必要と判断した場合は、会長および副会長の指示により該当記事を掲載出来る

2から6に該当しない項目については、事務局での協議後、理事会の承認を得て掲載出来る

第6条 研修会情報の掲載範囲

掲載可能な団体は作業療法及びリハビリテーション関連の専門団体、行政、地方公共団体等 に限る

- 1 群馬県作業療法士会主催・共催・名義後援をしているのもの
- 2 群馬県作業療法士会の会員が主催するもの
- 3 日本作業療法士協会主催・共催・名義後援をしているもの
- 4 日本作業療法士協会認定SIG団体
- 5 各道府県の作業療法士会が主催するもの
- 6 リハビリテーション関連団体が主催・共催するもの
- 7 行政、地方公共団体が主催・共催するもの

8 その他理事会で承認が得られたもの

第7条 ホームページの内容の削除

- 1 理事会が不適切と決議した記事は本会事務局がこれを削除する
- 2 会長および副会長が不適切と判断した記事は、記事内容を保存した後、速やかに記事を削除する
- 3 削除後は理事会で再掲載の可否について速やかに審議する
- 4 過去の情報の削除については、事務局で定期的に内容を確認し、必要があればこれを削除することが出来る

第5章 禁止事項

第8条

- 1 第2章に掲げる目的以外に使用すること
- 2 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載
- 3 著作権等の法令に定める権利の侵害
- 4 その他法令及び社会的常識・公序良俗・倫理に反する内容の掲載

第6章 セキュリティ

第9条

- 1 ホームページが、改竄又はウイルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに本会事務局に届け出ること
- 2 前項の連絡を受けた場合は、事務局長はウイルスプログラムの排除のいかんにかかわらず、プロバイダーに通達し、理事会に報告しなければならない
- 3 事務局長はホームページを復旧できなかった場合は一時的に閉鎖できる
- 4 前項においては直ちに会長および副会長に報告しなければならない

第7章 ソーシャルネットワーキングサービスの利用

第10条 ソーシャルネットワーキングサービス(以下, SNS)

- 1 広報部は理事会の承認したSNSを用いて、情報発信をすることが出来る
- 2 SNSの運用に関しては、本会ホームページ運用規約を適用する

第8章 規約の変更

第11条 この規約は理事会の議決を経なければ変更することはできない

附則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する